

役員選任規定

制定 2016年3月23日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下、SAK という。）役員の選任に関する事項は、法令またはSAK 定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（理事候補者の資格）

第2条 SAK 役員の候補者は公正、公平をもって、真にSAK の運営、発展に尽力する意志を持つ者で、かつ、次の各号に該当する者とする。

- （1） 運営規則第12条の所属団体（以下、所属団体という。）に5年以上に亘り所属していること。
- （2） 運営規則第12条の加盟団体（以下、加盟団体という。）の役員を経験していること。
- （3） 年齢25才以上70才未満であること。
- （4） 現在、就任中の役員にあっては同一役職の限度を4期（8年）とし、それを超えていないこと。ただし、同一役職とは会長、副会長、専務理事、総括常務、常務理事（本部長）、理事、監事を単位とする。
- （5） 継続して5年以上SAJ 会員（以下、会員という。）であること。
- （6） 理事会が認めた者については、役員選任規程第2条1）～5）に該当しなくても候補者となることができる。

（理事候補者の推薦）

第3条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。

- （1） 各ブロック理事1名、5名
- （2） 各ブロック役職理事、9名以内
- （3） 理事会推薦理事（学識経験者を含む）、11名以内

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は理事会の決議による。